

所得税法等の一部を改正する法律

(所得税法の一部改正)

第一条 所得税法（昭和四十年法律第三十三号）の一部を次のように改正する。

第六条の三第四号中「課税の特例」の下に「第二百二十四条の三（株式等の譲渡の対価の受領者等の告知）」を加える。

第十一条第一項中「給付補てん金」を「給付補填金」に、「公社債又は貸付信託、投資信託若しくは特定目的信託の受益権で政令で定めるもの（以下この条において「公社債等」という。）の利子、収益の分配又は第二十四条第一項（配当所得）に規定する剰余金の配当（以下この条において「利子等」という。）」を「貸付信託の受益権の収益の分配」に、「公社債等を」を「受益権を」に改め、同条第二項中「公社債等の利子等」を「貸付信託の受益権の収益の分配」に、「公社債等が」を「受益権が」に改め、同条第三項中「公社債等の利子等に係る」を「公社債又は貸付信託、投資信託若しくは特定目的信託の受益権で政令で定めるもの（以下この条において「公社債等」という。）の利子、収益の分配又は第二十四条第一項（配当所得）に規定する剰余金の配当（以下この条において「利子等」という。）に係る」に改

める。

第十四条第一項中「配当、償還金等」を「配当等」に改める。

第十七条中「規定する支払をする者」の下に「（以下この条において「給与等支払者」という。）」を加え、「その者」を「当該給与等支払者」に、「当該給与等の支払をする者が」を「当該給与等支払者が国内において」に改める。

第二十三条第一項中「社債、株式等の振替に関する法律第九十条第三項（定義）に規定する分離利息振替国債（財務省令で定めるところにより同条第一項に規定する元利分離が行われたものに限る。）」を「公社債で元本に係る部分と利子に係る部分とに分離されてそれぞれ独立して取引されるもののうち、当該利子に係る部分であつた公社債」に改める。

第八十九条第一項の表を次のように改める。

百九十五万円以下の金額	百分の五
百九十五万円を超え三百三十万円以下の金額	百分の十
三百三十万円を超え六百九十五万円以下の金額	百分の二十

六百九十五万円を超え九百万円以下の金額	百分の二十三
九百万円を超え千八百万円以下の金額	百分の三十三
千八百万円を超え四千万円以下の金額	百分の四十
四千万円を超える金額	百分の四十五

第二百二十四条の見出しを「(利子、配当等の受領者の告知)」に改め、同条第四項及び第五項を削る。

第二百二十四条の三第二項第二号中「第四号」を「次号」に改め、同項第三号を削り、同項第四号を同項第三号とし、同号の次に次の一号を加える。

四 投資信託の受益権

第二百二十四条の三第二項第五号を削り、同項第六号を同項第五号とし、同項に次の二号を加える。

六 社債的受益権

七 公社債 (預金保険法 (昭和四十六年法律第三十四号) 第二条第二項第五号 (定義) に規定する長期信用銀行債等その他政令で定めるものを除く。第四項において同じ。)

第二百二十四条の三第四項中「株式等証券投資信託、非公社債等投資信託若しくは特定受益証券発行信託の終了若しくは一部の解約又は特定受益証券発行信託に係る信託の分割により交付を受ける金銭その他の資産のうち政令で定めるもの（収益の分配に係る収入金額とされる部分として政令で定める金額に係る部分を除く。」を「次に掲げる金銭その他の資産（」に改め、同項に次の各号を加える。

一 投資信託若しくは特定受益証券発行信託の終了若しくは一部の解約又は特定受益証券発行信託に係る信託の分割により交付を受ける金銭その他の資産のうち政令で定めるもの（収益の分配に係る収入金額とされる部分として政令で定める金額に係る部分を除く。）

二 社債的受益権又は公社債の元本の償還により交付を受ける金銭その他の資産（当該金銭その他の資産とともに交付を受ける金銭その他の資産で元本の価額の変動に基因するものを含む。）

三 分離利子公社債（公社債で元本に係る部分と利子に係る部分とに分離されてそれぞれ独立して取引されるもののうち、当該利子に係る部分であつた公社債をいう。）に係る利子として交付を受ける金銭その他の資産

第二百二十四条の五第一項第四号中「第六号」を「第七号」に改め、同項第六号を同項第七号とし、同

項第五号を同項第六号とし、同項第四号の次に次の一号を加える。

五 市場デリバティブ取引（金融商品取引法第二条第八項第一号に規定する商品関連市場デリバティブ取引に限る。以下この号において同じ。）をした場合（前号に掲げる場合を除く。）当該市場デリバティブ取引の相手方である同条第十七項に規定する取引所金融商品市場を開設した同条第十六項に規定する金融商品取引所の長

第二百二十五条第一項中「並びに第七号又は第八号に規定する支払に関する調書のうち無記名の公社債に係る第二百二十四条第四項（利子、配当、償還金等の受領者の告知）に規定する償還金に関するもの」を削り、同項第七号を次のように改める。

七 削除

第二百二十五条第一項第八号中「国内源泉所得、」を「国内源泉所得又は」に改め、「又は前号に規定する償還金」を削り、同項第十号中「掲げる者」の下に「、同条第三項に規定する金銭等の交付をする同項に規定する交付をする者」を、「償還金等の」の下に「交付をする同項に規定する」を加え、同項第十号を次のように改める。

十一 第六百六十四条第一項第四号に掲げる非居住者、内国法人（一般社団法人及び一般財団法人（公益社団法人及び公益財団法人を除く。）、人格のない社団等並びに法人税法以外の法律によつて法人税法第二条第六号（定義）に規定する公益法人等とみなされているもので政令で定めるものに限る。）又は外国法人に対し国内において第二百二十四条の三第四項に規定する償還金等のうち政令で定めるものの交付をする同項に規定する交付をする者

第二百四十二条第四号中「配当、償還金等」を「配当等」に改め、「又は第四項」を削り、「これらの規定」を「同項」に改める。

別表第一預金保険機構の項中「（昭和四十六年法律第三十四号）」を削る。

別表第二（八）を次のように改める。

(八)

その月の社会保 険料等控除後の 給与等の金額		甲								乙
		扶 養 親 族 等 の 数								
		0 人	1 人	2 人	3 人	4 人	5 人	6 人	7 人	
以 上	未 満	税 額								税 額
1,250,000円		円 207,030	円 196,580	円 188,850	円 181,570	円 174,280	円 167,000	円 159,720	円 152,870	円 484,500
1,250,000円を超え 1,740,000円に満た ない金額		1,250,000円の場合の税額に、その月の社会保険料等控除後の給与等の金額のうち1,250,000円を超える金額の33%に相当する金額を加算した金額								484,500円に、その月の社会保険料等控除後の給与等の金額のうち1,250,000円を超える金額の45%に相当する金額を加算した金額
1,740,000円		円 368,730	円 358,280	円 350,550	円 343,270	円 335,980	円 328,700	円 321,420	円 314,570	
1,740,000円を超え 3,570,000円に満た ない金額		1,740,000円の場合の税額に、その月の社会保険料等控除後の給与等の金額のうち1,740,000円を超える金額の40%に相当する金額を加算した金額								
3,570,000円		円 1,100,730	円 1,090,280	円 1,082,550	円 1,075,270	円 1,067,980	円 1,060,700	円 1,053,420	円 1,046,570	
3,570,000円を超え る金額		3,570,000円の場合の税額に、その月の社会保険料等控除後の給与等の金額のうち3,570,000円を超える金額の45%に相当する金額を加算した金額								
扶養親族等の数が7人を超える場合には、扶養親族等の数が7人の場合の税額から、その7人を超える1人ごとに1,580円を控除した金額										

(注) この表における用語については、次に定めるところによる。

(一) 「扶養親族等」とは、控除対象配偶者及び控除対象扶養親族をいう。

(二) 「社会保険料等」とは、第七十四条第二項（社会保険料控除）に規定する社会保険料及び第七十五条第二項（小規模企業共済等掛金控除）に規定する小規模企業共済等掛金をいう。

(備考) 税額の求め方は、次のとおりである。

(一) 給与所得者の扶養控除等申告書の提出があつた居住者については、

(1) まず、その居住者のその月の給与等の金額から、その給与等の金額から控除される社会保険料等の金額を控除した金額を求める。

(2) 当該申告書により申告された扶養親族等の数が7人以下である場合には、(1)により求めた金額に応じて「その月の社会保険料等控除後の給与等の金額」欄の該当する行を求め、その行とその申告された扶養親族等の数に応じて求めた甲欄の該当欄との交わるところに記載されている金額が、その求める税額である。

(3) 当該申告書により申告された扶養親族等の数が7人を超える場合には、(1)により求めた金額に応じて、扶養親族等の数が7人であるものとして(2)により求めた税額から、扶養親族等の数が7人を超える1人ごとに1,580円を控除した金額が、その求める税額である。

(4) (2)及び(3)の場合において、当該申告書にその居住者が障害者、寡婦、寡夫又は勤労学生に該当する旨の記載があるとき（当該勤労学生が第二条第一項第三十二号ロ又はハ（定義）に掲げる者に該当するときは、当該申告書に勤労学生に該当する旨の記載があるほか、第九十四条第三項（給与所得者の扶養控除等申告書）に規定する書類の提出又は提示があつたとき）は、扶養親族等の数にこれらの一に該当するごとに1人を加算した数を、当該申告書にその居住者の控除対象配偶者又は扶養親族のうちに障害者又は第八十五条第二項（扶養親族等の判定の時期等）に規定する同居特別障害者がある旨の記載があるときは、扶養親族等の数にこれらの一に該当するごとに1人を加算した数を、それぞれ(2)及び(3)の扶養親族等の数とする。

□ 給与所得者の扶養控除等申告書の提出がない居住者（従たる給与についての扶養控除等申告書の提出があつた居住者を含む。）については、その居住者のその月の給与等の金額から、その給与等の金額から控除される社会保険料等の金額を控除し、その控除後の金額に応じて「その月の社会保険料等控除後の給与等の金額」欄の該当する行を求め、その行と乙欄との交わるところに記載されている金額（従たる給与についての扶養控除等申告書の提出があつた場合には、当該申告書により申告された扶養親族等の数に応じ、扶養親族等 1 人ごとに 1,580 円を控除した金額）が、その求める税額である。

別表第三(七)を次のように改める。

(七)

その日の社会保 険料等控除後の 給与等の金額		甲								乙	丙
		扶 養 親 族 等 の 数									
		0 人	1 人	2 人	3 人	4 人	5 人	6 人	7 人		
以 上	未 満	税 額								税 額	税 額
円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円
32,000	32,100	3,905	3,665	3,420	3,180	2,935	2,690	2,480	2,265	12,110	2,078
32,100	32,200	3,930	3,685	3,440	3,200	2,955	2,715	2,495	2,285	12,160	2,096
32,200	32,300	3,950	3,705	3,465	3,220	2,980	2,735	2,515	2,305	12,210	2,114
32,300	32,400	3,970	3,730	3,485	3,245	3,000	2,755	2,535	2,325	12,260	2,132
32,400	32,500	4,000	3,750	3,510	3,265	3,020	2,780	2,555	2,345	12,310	2,150
32,500	32,600	4,030	3,775	3,530	3,285	3,045	2,800	2,575	2,360	12,360	2,168
32,600	32,700	4,060	3,795	3,550	3,310	3,065	2,825	2,590	2,380	12,410	2,186
32,700	32,800	4,090	3,815	3,575	3,330	3,090	2,845	2,610	2,400	12,460	2,204
32,800	32,900	4,125	3,840	3,595	3,350	3,110	2,865	2,630	2,420	12,510	2,222
32,900	33,000	4,155	3,860	3,615	3,375	3,130	2,890	2,650	2,440	12,560	2,240
33,000円		4,170	3,870	3,630	3,385	3,140	2,900	2,660	2,445	12,610	2,258
33,000円を超え 41,500円に満た ない金額		33,000円の場合の税額に、その日の社会保険料等控除後の給与等の金額のうち33,000円を超える金額の31.5%に相当する金額を加算した金額								12,610円に、その日の社会保険料等控除後の給与等のうち33,000円を超える金額の40%に相当する金額を加算した金額	2,258円に、その日の社会保険料等控除後の給与等のうち33,000円を超える金額の24%に相当する金額を加算した金額
41,500円		円 6,850	円 6,550	円 6,310	円 6,065	円 5,820	円 5,580	円 5,340	円 5,125	円 16,010	
41,500円を超え 58,000円に満た ない金額		41,500円の場合の税額に、その日の社会保険料等控除後の給与等の金額のうち41,500円を超える金額の33%に相当する金額を加算した金額								16,010円に、その日の社会保険料等控除後の給与等のうち41,500円を超える金額の45%に相当する金額を加算した金額	
58,000円		円 12,295	円 11,995	円 11,755	円 11,510	円 11,265	円 11,025	円 10,785	円 10,570		円 8,258
58,000円を超え 119,000円に満 たない金額		58,000円の場合の税額に、その日の社会保険料等控除後の給与等の金額のうち58,000円を超える金額の40%に相当する金額を加算した金額								8,258円に、その日の社会保険料等控除後の給与等のうち58,000円を超える金額の33%に相当する金額を加算した金額	
119,000円		円 36,695	円 36,395	円 36,155	円 35,910	円 35,665	円 35,425	円 35,185	円 34,970		円 28,388
119,000円を超 える金額		119,000円の場合の税額に、その日の社会保険料等控除後の給与等の金額のうち119,000円を超える金額の45%に相当する金額を加算した金額								28,388円に、その日の社会保険料等控除後の給与等のうち119,000円を超える金額の40%に相当する金額を加算した金額	

別表第三に次のように加える。

(八)

その日の社会保 険料等控除後の 給与等の金額		甲								乙	丙
		扶 養 親 族 等 の 数									
		0 人	1 人	2 人	3 人	4 人	5 人	6 人	7 人		
以 上	未 満	税 額								税 額	税 額
扶養親族等の数が7人を超える場合には、扶養親族等の数が7人の場合の税額から、その7人									従たる給与等について、扶養親族等申告書が提出されている場合は、当該申告書に記載されている扶養親族等の数に1人ごとに50円を控除した金額		—
を超える1人ごとに50円を控除した金額											

(注) この表における用語については、次に定めるところによる。

(一) 「扶養親族等」とは、控除対象配偶者及び控除対象扶養親族をいう。

(二) 「社会保険料等」とは、第七十四条第二項（社会保険料控除）に規定する社会保険料及び第七十五条第二項（小規模企業共済等掛金控除）に規定する小規模企業共済等掛金をいう。

(備考) 税額の求め方は、次のとおりである。

(一) 給与所得者の扶養控除等申告書の提出があつた居住者については、

(1) まず、その居住者のその日の給与等の金額から、その給与等の金額から控除される社会保険料等の金額を控除した金額を求める。

(2) 当該申告書により申告された扶養親族等の数が7人以下である場合には、(1)により求めた金額に応じて「その日の社会保険料等控除後の給与等の金額」欄の該当する行を求め、その行とその申告された扶養親族等の数に応じて求めた甲欄の該当欄との交わるところに記載されている金額が、その求める税額である。

(3) 当該申告書により申告された扶養親族等の数が7人を超える場合には、(1)により求めた金額に応じて、扶養親族等の数が7人であるものとして(2)により求めた税額から、扶養親族等の数が7人を超える1人ごとに50円を控除した金額が、その求める税額である。

(4) (2)及び(3)の場合において、当該申告書にその居住者が障害者、寡婦、寡夫又は勤労学生に該当する旨の記載があるとき（当該勤労学生が第二条第一項第三十二号口又はハ（定義）に掲げる者に該当するときは、当該申告書に勤労学生に該当する旨の記載があるほか、第百九十四条第三項（給与所得者の扶養控除等申告書）に規定する書類の提出又は提示があつたとき）は、扶養親族等の数にこれらの一に該当するごとに1人を加算した数を、当該申告書にその居住者の控除対象配偶者又は扶養親族のうちに障害者又は第八十五条第二項（扶養親族等の判定の時期等）に規定する同居特別障害者がある旨の記載があるときは、扶養親族等の数にこれらの一に該当するごとに1人を加算した数を、それぞれ(2)及び(3)の扶養親族等の数とする。

(二) 給与所得者の扶養控除等申告書の提出がない居住者（従たる給与についての扶養控除等申告書の提出があつた居住者を含む。）については、

(1) (2)に該当する場合を除き、その居住者のその日の給与等の金額から、その給与等の金額から控除される社会保険料等の金額を控除し、その控除後の金額に応じて「その日の社会保険料等控除後の給与等の金額」欄の該当する行を求め、その行と乙欄との交わるところに記載されている金額（従たる給与についての扶養控除等申告書の提出があつた場合には、当該申告書により申告された扶養親族等の数に応じ、扶養親族等1人ごとに50円を控除した金額）が、その求める税額である。

(2) その給与等が第百八十五条第一項第三号（労働した日ごとに支払われる給与等）に掲げる給与等であるときは、その居住者のその日の給与等の金額から、その給与等の金額から控除される社会保険料等の金額を控除し、その控除後の金額に応じて「その日の社会保険料等控除後の給与等の金額」欄の該当する行を求め、その行と丙欄との交わるところに記載されている金額が、その求める税額である。

別表第四を次のように改める。

										乙	
等 の 数											
4人	5人	6人	7人以上								
除 後 の 給 与 等 の 金 額										前月の社会保険料等控除後の給与等の金額	
以 上	未 満	以 上	未 満	以 上	未 満	以 上	未 満	以 上	未 満	以 上	未 満
千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円
210	千円未満	243	千円未満	275	千円未満	308	千円未満				
210	300	243	300	275	333	308	372				
300	378	300	406	333	431	372	456				
378	424	406	450	431	476	456	502				
424	444	450	472	476	499	502	527				
444	470	472	496	499	525	527	553	241	千円未満		
470	504	496	531	525	559	553	588				
504	543	531	574	559	604	588	632				
543	592	574	622	604	652	632	683				
592	751	622	771	652	792	683	812				
751	810	771	834	792	859	812	884	241		305	
810	852	834	879	859	902	884	925				
852	898	879	922	902	947	925	971				
898	949	922	973	947	997	971	1,021				
949	1,013	973	1,038	997	1,064	1,021	1,089				
1,013	1,086	1,038	1,113	1,064	1,140	1,089	1,168	305		535	
1,086	1,435	1,113	1,459	1,140	1,484	1,168	1,508				
1,435	1,664	1,459	1,692	1,484	1,720	1,508	1,749				
1,664	2,771	1,692	2,795	1,720	2,819	1,749	2,843	535		1,142	
2,771	3,695	2,795	3,727	2,819	3,759	2,843	3,790				
3,695千円以上		3,727千円以上		3,759千円以上		3,790千円以上					
										1,142千円以上	

(小規模企業共済等掛金控除)に規定する小規模企業共済等掛金をいう。

金額から控除される社会保険料等の金額(以下この表において「前月中の社会保険料等の金額」という。)を控除し

「前月の社会保険料等控除後の給与等の金額」欄の該当する行を求める。

である。

る旨の記載があるとき(当該勤労学生が第二条第一項第三十二号ロ又はハ(定義)に掲げる者に該当するときは、当規定する書類の提出又は提示があつたとき)は、扶養親族等の数にこれらの一に該当するごとに1人を加算した数を、定の時期等)に規定する同居特別障害者がある旨の記載があるときは、扶養親族等の数にこれらの一に該当するごと

居住者を含む。)については、四に該当する場合を除き、

る。

である。

合又はその賞与の金額(当該金額から控除される社会保険料等の金額がある場合には、その控除後の金額)が前月中表によらず、第百八十六条第一項第一号ロ若しくは第二号ロ又は第二項(賞与に係る徴収税額)の規定(同条第三項

ときは、その賞与の支払の直前に支払を受けた若しくは支払を受けるべき給与等の金額又はその給与等の金額から控除金額から控除される社会保険料等の金額とみなす。

別表第四 賞与に対する源泉徴収税額の算出率の表（第百八十六条関係）

賞 与 の 金 額 に 乗 ず る 率	甲 族									
	扶 養		親		族					
	0 人		1 人		2 人		3 人			
	前 月 の 社 会 保 険 料 等 控									
	以 上	未 満	以 上	未 満	以 上	未 満	以 上	未 満	以 上	未 満
0 %	千円 68	千円未満	千円 94	千円未満	千円 133	千円未満	千円 171	千円未満	千円 295	千円未満
2	68	79	94	243	133	269	171	295	345	398
4	79	252	243	282	269	312	295	345	398	417
6	252	300	282	338	312	369	345	398	417	445
8	300	334	338	365	369	393	398	417	445	477
10	334	363	365	394	393	420	417	445	477	513
12	363	395	394	422	420	450	445	477	513	557
14	395	426	422	455	450	484	477	513	557	730
16	426	550	455	550	484	550	513	557	730	786
18	550	668	550	689	550	710	557	730	786	826
20	668	714	689	738	710	762	730	786	826	872
22	714	750	738	775	762	801	786	826	872	925
24	750	791	775	817	801	844	826	872	925	987
26	791	847	817	876	844	901	872	925	987	1,058
28	847	910	876	936	901	962	925	987	1,058	1,410
30	910	997	936	1,003	962	1,031	987	1,058	1,410	1,636
32	997	1,337	1,003	1,362	1,031	1,386	1,058	1,410	1,636	2,748
35	1,337	1,551	1,362	1,579	1,386	1,607	1,410	1,636	2,748	
38	1,551	2,676	1,579	2,700	1,607	2,724	1,636	2,748		
41	2,676	3,569	2,700	3,600	2,724	3,632	2,748	3,664		
45	3,569千円以上		3,600千円以上		3,632千円以上		3,664千円以上			

(注) この表における用語については、次に定めるところによる。

(一) 「扶養親族等」とは、控除対象配偶者及び控除対象扶養親族をいう。

(二) 「社会保険料等」とは、第七十四条第二項（社会保険料控除）に規定する社会保険料及び第七十五条第二項（備考）賞与の金額に乘すべき率の求め方は、次のとおりである。

(一) 給与所得者の扶養控除等申告書の提出があつた居住者については、四に該当する場合を除き、

(1) まず、その居住者の前月中の給与等（賞与を除く。以下この表において同じ。）の金額から、その給与等の金額を求める。

(2) 次に、当該申告書により申告された扶養親族等の数と(1)により求めた金額とに応じて甲欄の「前月の社会保

(3) (2)により求めた行と「賞与の金額に乘すべき率」欄との交わるところに記載されている率が、その求める率

(二) (一)の場合において、給与所得者の扶養控除等申告書にその居住者が障害者、寡婦、寡夫又は勤労学生に該当す該申告書に勤労学生に該当する旨の記載があるほか、第百九十四条第三項（給与所得者の扶養控除等申告書）に当該申告書にその居住者の控除対象配偶者又は扶養親族のうちに障害者又は第八十五条第二項（扶養親族等の判に1人を加算した数を、それぞれ扶養親族等の数とする。

(三) 給与所得者の扶養控除等申告書の提出がない居住者（従たる給与についての扶養控除等申告書の提出があつた

(1) その居住者の前月中の給与等の金額から前月中の社会保険料等の金額を控除した金額を求める。

(2) (1)により求めた金額に応じて乙欄の「前月の社会保険料等控除後の給与等の金額」欄の該当する行を求め

(3) (2)により求めた行と「賞与の金額に乘すべき率」欄との交わるところに記載されている率が、その求める率

四 前月中の給与等の金額がない場合若しくは前月中の給与等の金額が前月中の社会保険料等の金額以下である場の給与等の金額から前月中の社会保険料等の金額を控除した金額の10倍に相当する金額を超える場合には、このの規定を含む。）により税額を計算する。

(四) (一)から四までの場合において、その居住者の受ける給与等の支給期が月の整数倍の期間ごとと定められている除される社会保険料等の金額を当該倍数で除して計算した金額をもつて、それぞれ前月中の給与等の金額又は当

(法人税法の一部改正)

第二条 法人税法(昭和四十年法律第三十四号)の一部を次のように改正する。

第五十八条第二項中「前九年内事業年度について」を「前九年内事業年度の確定申告書、修正申告書又は更正請求書に」に、「確定申告書を提出している」を「書類を添付している」に改め、同条第五項中「について」を「の確定申告書、修正申告書又は更正請求書に」に、「記載した確定申告書を提出し、かつ、その後において」を「記載した書類を添付し、かつ、当該事業年度後の各事業年度について」に、「の確定申告書を提出し、かつ、その後において」を「の確定申告書を提出し、かつ、当該合併等事業年度後の各事業年度について」に改める。

第五十九条第二項中「所得の金額を」を「所得の金額(第三号に掲げる場合に該当しない場合で、かつ、当該内国法人が当該適用年度終了の時ににおいて第五十七条第十一項各号に掲げる法人に該当しない場合において、同条第一項及び前条第一項、この項並びに第六十二条の五第五項の規定を適用しないものとして計算した場合における当該適用年度の所得の金額が当該合計額を超えるときは、その超える部分の金額の百分の二十に相当する金額を控除した金額)を」に改める。

第八十一条の九第二項第一号中「記載した確定申告書」を「記載した書類の添付がある確定申告書、修正申告書又は更正請求書」に改め、同条第五項第一号及び第二号中「のうち第五十七条第六項」を「で第五十七条第六項」に、「みなされて」を「みなされたもののうち、同項の規定により」に改め、「算入された金額」の下に「及び同条第五項の規定によりないものとされた金額」を加える。

(相続税法の一部改正)

第三条 相続税法（昭和二十五年法律第七十三号）の一部を次のように改正する。

第一条の三第二号を次のように改める。

二 相続又は遺贈により財産を取得した次に掲げる者であつて、当該財産を取得した時においてこの法律の施行地に住所を有しないもの

イ 日本国籍を有する個人（当該個人又は当該相続若しくは遺贈に係る被相続人（遺贈をした者を含む。以下同じ。）が当該相続又は遺贈に係る相続の開始前五年以内のいずれかの時においてこの法律の施行地に住所を有していたことがある場合に限る。）

ロ 日本国籍を有しない個人（当該相続又は遺贈に係る被相続人が当該相続又は遺贈に係る相続開始

の時に於いてこの法律の施行地に住所を有していた場合に限る。）

第一条の四第二号を次のように改める。

二 贈与により財産を取得した次に掲げる者であつて、当該財産を取得した時に於いてこの法律の施行地に住所を有しないもの

イ 日本国籍を有する個人（当該個人又は当該贈与をした者が当該贈与前五年内のいずれかの時に於いてこの法律の施行地に住所を有していたことがある場合に限る。）

ロ 日本国籍を有しない個人（当該贈与をした者が当該贈与の時に於いてこの法律の施行地に住所を有していた場合に限る。）

第十五条第一項中「すべて」を「全て」に、「五千万円と千万円」を「三千万円と六百万円」に、「得た」を「算出した」に改める。

第十六条中「すべて」を「全て」に、「控除した金額」を「控除した残額」に改め、同条の表を次のように改める。

千万円以下の金額

百分の十

千万円を超え三千万円以下の金額	百分の十五
三千万円を超え五千万円以下の金額	百分の二十
五千万円を超え一億円以下の金額	百分の三十
一億円を超え二億円以下の金額	百分の四十
二億円を超え三億円以下の金額	百分の四十五
三億円を超え六億円以下の金額	百分の五十
六億円を超える金額	百分の五十五

第十九条の三第一項中「六万円」を「十万円」に改める。

第十九条の四第一項中「六万円」を「十万円」に、「十二万円」を「三十万円」に改める。

第二十一条の四の見出し中「特別障害者」を「特定障害者」に改め、同条第一項中「第十九条の四第二項」を「特定障害者（第十九条の四第二項に規定する障害者（特別障害者を除く。）のうち精神上の障害により事理を弁識する能力を欠く常況にある者その他の精神に障害がある者として政令で定め

るもの（第一条の四第二号又は第三号の規定に該当する者を除く。）をいう。以下この項及び次項において同じ。」を加え、「あるもの（以下この条）を「あるもの（第三項）に、「当該特別障害者」を「当該特定障害者」に、「特別障害者扶養信託契約」を「特定障害者扶養信託契約」に、「当該信託契約」を「当該特定障害者扶養信託契約」に改め、「六千万円」の下に「（特定障害者のうち特別障害者以外の者にあつては、三千万円）」を加え、同条第二項中「特別障害者扶養信託契約」を「特定障害者扶養信託契約」に、「特別障害者を」を「特定障害者を」に、「特別障害者の死亡後六月を経過する日」を「特定障害者の死亡の日」に改め、同条第三項中「当該申告書」を「当該障害者非課税信託申告書」に、「特別障害者扶養信託契約」を「特定障害者扶養信託契約」に改め、同条第四項中「当該申告書」を「当該障害者非課税信託申告書」に改める。

第二十一条の七の表を次のように改める。

二百万円以下の金額	百分の十
二百万円を超え三百万円以下の金額	百分の十五
三百万円を超え四百万円以下の金額	百分の二十

四百万円を超え六百万円以下の金額	百分の三十
六百万円を超え千万円以下の金額	百分の四十
千万円を超え千五百万円以下の金額	百分の四十五
千五百万円を超え三千万円以下の金額	百分の五十
三千万円を超える金額	百分の五十五

第二十一条の八中「前条」を「前条又は第二十一条の十三」に、「控除した金額」を「控除した残額」に改め、同条ただし書中「同条」を「これら」に改める。

第二十一条の九第一項及び第四項中「六十五歳」を「六十歳」に改める。

（登録免許税法の一部改正）

第四条 登録免許税法（昭和四十二年法律第三十五号）の一部を次のように改正する。

別表第三の一の項を次のように改める。

一 学校法人（私立）	一 校舎、寄宿舎、図書館その他保育又は教育上直接必要な附属建物（以下「校舎等」という。）の所有権（賃借）	第三欄の第一号から第三号
私立学校法		

学校法第 六十四条 第四項 (専修学 校及び各 種学校) の規定に より設立 された法 人を含 む。)		権を含む。以下同じ。)の取得登記(権利の保存、設 定、転貸又は移転の登記をいう。以下同じ。) 二 校舎等の敷地、運動場、実習用地その他の直接に保育 又は教育の用に供する土地の権利(土地の所有権及び土 地の上に存する権利をいう。以下同じ。)の取得登記 三 自己の設置運営する児童福祉法(昭和二十二年法律第 百六十四号)第三十九条第一項(保育所)に規定する保 育所(以下「保育所」という。)の用に供する建物の所 有権の取得登記又は当該建物の敷地その他の直接に保育 の用に供する土地の権利の取得登記	までのいずれ かの登記に該 当するもので あることを証 する財務省令 で定める書類 の添付がある ものに限る。
---	--	---	--

別表第三の五の二の項を次のように改める。

五の二 公	一般社団	一 自己の設置運営する学校(学校教育法(昭和二十二年	第三欄の第一
-------	------	----------------------------	--------

益社団法 人及び公 益財団法 人	法人及び 一般財団 法人に関 する法律 及び公益 社団法人 及び公益 財団法人 の認定等 に関する 法律	法律第二十六号（第一条（学校の範囲）に規定する学校 又は同法第二百二十四条（専修学校）に規定する専修学校 若しくは同法第三百三十四条第一項（各種学校）に規定す る各種学校をいう。）の校舎等の所有権の取得登記又は 当該校舎等の敷地、当該学校の運動場、実習用地その他 の直接に保育若しくは教育の用に供する土地の権利の取 得登記	号又は第二号 の登記に該当 するものであ ることを証す る財務省令で 定める書類の 添付があるも のに限る。
		二 自己の設置運営する保育所の用に供する建物の所有権 の取得登記又は当該建物の敷地その他の直接に保育の用 に供する土地の権利の取得登記	

別表第三の十二の項を次のように改める。

十二 宗教	宗教法人	一 専ら自己又はその包括する宗教法人の宗教の用に供す	第三欄の第一
-------	------	----------------------------	--------

法人	法（昭和 二十六年 法律第百 二十六 号）	
	る宗教法人法第三条（境内建物及び境内地の定義）に規定する境内建物の所有権の取得登記又は同条に規定する境内地の権利の取得登記 二 自己の設置運営する学校（学校教育法第一条（学校の範囲）に規定する幼稚園に限る。）の校舎等の所有権の取得登記又は当該校舎等の敷地、当該学校の運動場、実習用地その他の直接に保育若しくは教育の用に供する土地の権利の取得登記 三 自己の設置運営する保育所の用に供する建物の所有権の取得登記又は当該建物の敷地その他の直接に保育の用に供する土地の権利の取得登記	号から第三号までのいずれかの登記に該当するものであることを証する財務省令で定める書類の添付があるものに限り。

（印紙税法の一部改正）

第五条 印紙税法（昭和四十二年法律第二十三号）の一部を次のように改正する。

別表第一の非課税物件の欄中「三万円」を「五万円」に改める。

(国税通則法の一部改正)

第六条 国税通則法(昭和三十七年法律第六十六号)の一部を次のように改正する。

第三十三条第一項中「行なう」を「行う」に改め、同条第二項中「二に」を「いずれかに」に、「掲げる」を「定める」に、「決定又は」を「決定若しくは」に改め、「納付すべき国税」の下に「又は源泉徴収による国税」を加え、同項第一号中「とき。」を「とき」に改め、同項第二号中「又は期限後申告書」を「若しくは期限後申告書」に改め、「があつた場合」の下に「又は源泉徴収による国税につき納付すべき税額が確定した時以後に当該国税の納税地に異動があつた場合」を加え、「その異動に」を「これらの異動に」に、「とき。」を「とき」に改める。

第七十一条第一項に次の一号を加える。

三 更正の請求をすることができる期限について第十条第二項(期間の計算及び期限の特例)又は第十

一条(災害等による期限の延長)の規定の適用がある場合における当該更正の請求に係る更正又は当該更正に伴つて行われることとなる加算税についてする賦課決定 当該更正の請求があつた日から六

月間

第七十二条第一項中「又は前条第一項第一号」を「前条第一項第一号」に改め、「更正決定等」の下に「又は同項第三号の規定による更正若しくは賦課決定」を加える。

第八十五条第一項中「に関する処分」の下に「(第三十六条第一項(納税の告知)の規定による納税の告知のうち同項第一号(不納付加算税及び第六十八条第三項(重加算税)の規定による重加算税に係る部分に限る。)及び第二号に係るものを除く。)」を加え、同条第二項中「附記」を「付記」に改める。

(租税条約等の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律の一部改正)

第七条 租税条約等の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律(昭和四十四年法律第四十六号)の一部を次のように改正する。

第三条の二第一項中「若しくは第四十一条の十二第二項若しくは第二項」を「第四十一条の十二第二項若しくは第二項若しくは第四十一条の十二の二第二項から第三項まで」に改め、同条第二項中「並びに第四十一条の十二第二項及び第二項」を「第四十一条の十二第二項及び第二項並びに第四十一条の十二の二第二項から第三項まで」に改め、同条第三項中「若しくは第四十一条の十二第二項」を「第四十一

条の十二第二項若しくは第四十一条の十二の二第一項から第三項まで」に改め、同条第四項中「並びに第四十一条の十二第二項」を「第四十一条の十二第二項並びに第四十一条の十二の二第一項から第三項まで」に改め、同条第五項中「若しくは第四十一条の十第一項」を「第四十一条の十第一項若しくは第四十一条の十二の二第一項から第三項まで」に改め、同条第六項中「及び第四十一条の十第一項」を「第四十一条の十第一項及び第四十一条の十二の二第一項から第三項まで」に改め、同条第七項中「若しくは第四十一条の九第三項」を「第四十一条の九第三項若しくは第四十一条の十二の二第一項から第三項まで」に改め、同条第八項中「及び第四十一条の九第三項」を「第四十一条の九第三項及び第四十一条の十二の二第一項から第三項まで」に改め、同条第九項中「若しくは第四十一条の九第二項若しくは第四十一条の十二の二第一項から第三項まで」を「第四十一条の九第二項若しくは第四十一条の十二の二第一項から第三項まで」に改め、同条第十一項中「並びに第四十一条の九第二項及び第三項」を「第四十一条の九第二項及び第三項並びに第四十一条の十二の二第一項から第三項まで」に改め、同条第十四項中「掲げる配当等」を「掲げる利子等及び配当等」に改め、〃に係る」の下に「利子所得及び」を加え、「配当所得について」は、「所得税法」を「利子所得又は配当所得については、所得税法」に、「配当所得の」を「利子所得の金

額又は配当所得の」に、「第九条の三各号」を「第八条の四第一項各号」に改め、同条第十五項第二号中「配当所得の金額」を「利子所得の金額又は配当所得の金額」に、「配当所得の金額」を「配当所得等の金額」に改め、同項第三号中「配当所得」を「配当所得等」に改め、同項第四号中「係る配当所得」を「係る配当所得等」に改め、同条第十六項中「利子等」を「一般利子等」に改め、同条第二十項中「掲げる配当等」を「掲げる利子等及び配当等」に改め、「」に係る」の下に「利子所得及び」を加え、「配当所得については、所得税法」を「利子所得又は配当所得については、所得税法」に、「配当所得の」を「利子所得の金額又は配当所得の」に、「第九条の三各号」を「第八条の四第一項各号」に改め、同条第二十一項第二号中「配当所得の金額」を「利子所得の金額又は配当所得の金額」に、「配当所得の金額」を「配当所得等の金額」に改め、同項第三号及び第四号中「配当所得」を「配当所得等」に改め、同項第五号中「係る配当所得」を「係る配当所得等」に、「課税配当所得」を「課税配当所得等」に改める。

第十一条第三項中「係る共助対象外国租税」の下に「（その滞納処分費を含む。）」を加え、同条第四項中「により共助対象外国租税」の下に「（その滞納処分費を含む。以下この項及び次項において同

じ。」を加え、「場合には、第一項に規定する」を「場合には、」に、「及び共助実施決定並びに」を「共助実施決定及び」に改め、「第二十一条」の下に「第二十三条第四項」を加え、「を準用する」を「（共助対象外国租税の滞納処分費については、これらの規定のほか、国税通則法第十三条、第七十二条、第七十三条及び第二百二十二条並びに国税徴収法第三百三十九条、第五百五十三条及び第五百五十四条の規定）を準用する」に改め、同項の表国税通則法の項中「提供（」の下に「同条第一項に規定する共助対象外国租税の滞納処分費の納付を含む。」を加え、「租税条約等実施特例法第二条第三号」を「相手国等（租税条約等実施特例法第二条第三号）」に、「（以下「相手国等」という）を」をいい、租税条約等実施特例法第十一条第一項（相手国等の租税の徴収の共助）に規定する共助対象外国租税の滞納処分費にあつては、我が国とする。第六項を除き、以下同じ」に、

第四十六条第五	納税
項	徴

収	を
第四十六条第五	納税
項	徴収
第四十六条第六	いう。以下同じ
	いう

項		
---	--	--

--	--

に、

納付させる	提供させる
納付させる	提供させる
納付の	提供の

を

を納付させ		を納付させ
を納付させ		を納付させ

る	の提供（租税条約等実施特例法第十一條第一項（相手国等の租税の徴収の共助）に規定する共助対象外国租税の滞納処分費の納付を含む
---	---

全額を提供しない	全
----------	---